

もしもの備えに! 食品備蓄を!

いつ起こるかわからない台風や地震、豪雨などの大きな災害。いざ災害が発生すると、電気、ガス、水道などのライフラインが使えなくなったり、道路ががれきで塞がれたり水没したりして、物流が機能しなくなったりするおそれがあります。災害発生からライフラインの復旧まで1週間以上かかるケースがほとんどです。

また、災害支援物資が届かないことや、スーパーやコンビニで食品が手に入らないことが想定されます。



では、備蓄はどれだけ必要なのでしょうか?

最低でも3日分、できれば1週間分くらいの食品を家庭で備蓄しておくことが重要です。



- 大人2人 1週間分の食品備蓄の例**
- 水 2L×6本×4箱 (1人1日3L程度)
 - カセットコンロ、ボンベ×12本 (1人1日1本弱程度)
 - 肉・野菜・豆などの缶詰×18缶
 - 牛丼の素やカレーの素などのレトルト食品×18個
 - パスタソースなどのレトルト食品×6個
 - 米2kg×2袋
 - パックご飯×6個
 - カップ麺類×6個
 - 乾麺 (そうめん300g×2袋、パスタ600g×2袋)
 - その他、調味料、野菜ジュース、果物ジュース、菓子など

※その他、乳幼児用 (ミルク、離乳食など)、高齢者用 (レトルトのおかゆ、味噌汁など)、慢性疾患の人用 (食事療法の食品)、食物アレルギーの人用 (アレルギー対応食品)などの食品備蓄も忘れないようにしましょう。それぞれの状況にあわせ、少なくとも2週間分の備蓄が必要です。

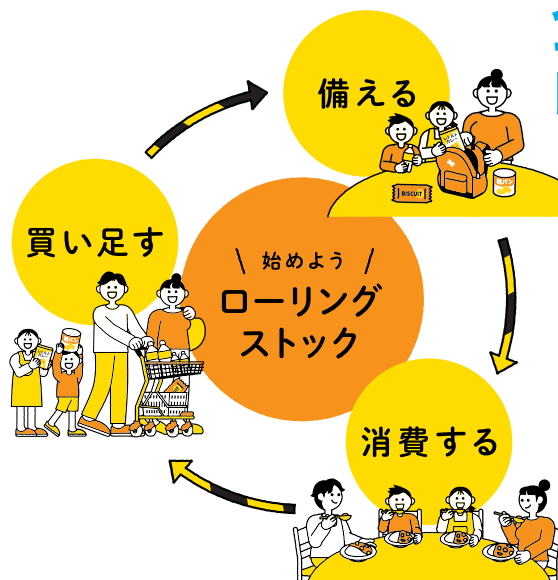
食品備蓄を始めるには、ローリングストックがおすすめ

蓄える→食べる→補充することを繰り返しながら常に一定量の食品を備蓄する方法をローリングストックといいます。

【ローリングストック(備蓄)のコツ】

- ①まずは、ふだん食べている食材を多めに買って、蓄える
- ②ふだんの食事で食べる
- ③食べたらいきなり買い足して、補充する

無理のない災害対策でご家族を守りましょう!



損保トピック



弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型) 弁護士費用特約(自動車事故型)

日常生活での事故やご契約のお車の事故で相手方に法律上の損害賠償請求をする場合の弁護士費用および法律相談費用や、ご契約のお車でのお対人事故における刑事事件等の対応を行う場合の弁護士費用および法律相談費用を補償します。

「もらい事故」って例えばどんな事故？

事故例	自動車事故		日常生活における急激かつ偶然な外来の事故			
	信号待ちの際に後続車両に追突された	他人の車に自宅の塀等の「所有物」を壊された	信号無視で走ってきた車にぶつかった	歩行中に自転車にぶつけられケガをした	バックを盗難された(加害者が判明しているケース)	マンションの上の階で水漏れが発生し、洋服が汚損した
特約の保証範囲	弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)					
	弁護士費用特約(自動車事故型)					

「日常生活・自動車事故型」と「自動車事故型」の違い ○: 補償対象 ×: 保証対象外

補償される事故	相手方に法律上の損害賠償請求をする場合		対人事故における刑事事件等の対応を行う場合
特約名	日常生活での事故	ご契約のお車の事故	ご契約のお車の事故
弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	○	○	○
弁護士費用特約(自動車事故型)	×	○	○

もらい事故とは？

信号待ちの際に後続車両に追突される等、補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」は、保険会社が示談交渉することはできません。「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」または「弁護士費用特約(自動車事故型)」をご契約いただきますと、お客様に責任がなく保険会社が示談交渉できない「もらい事故」でも安心です。

補償の限度額について

日常生活での事故やご契約のお車の事故で相手方に法律上の損害賠償請求をする場合 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型) は、日常生活での事故またはご契約のお車の事故で、弁護士費用特約(自動車事故型) はご契約のお車の事故に限定して1事故について補償を受けられる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。

ご契約のお車でのお対人事故における刑事事件等の対応を行う場合

1事故について補償を受けられる方1名あたり150万円を限度に保険金をお支払いします。

名称、内容等は保険会社により若干異なる場合がございますので詳しくは代理店担当までお問い合わせください。

生保トピック

令和6年度 児童手当制度改革について

児童手当 新旧比較一覧表

手当額	支給対象 (国内に住所を 有する児童)	令和6年9月分まで (改正前)	令和6年10月分から (改正後)
	0～3歳未満	15,000円	15,000円 第3子以降 30,000円
	3歳以上～ 小学校終了前	10,000円 第3子以降 15,000円	10,000円 第3子以降 30,000円
	中学生	10,000円	10,000円 第3子以降 30,000円
	高校生年代 (18歳年度末まで)	なし	10,000円 第3子以降 30,000円
	特例給付	5,000円	撤廃
所得制限		あり	なし
多子加算の算定対象		18歳年度末までの子	22歳年度末までの子
支給月		年3回 (2月・6月・10月)	年6回 (偶数月)

※出典先 加西市ホームページから 子育て支援課

児童手当については、令和6年10月分(令和6年12月支給分)から、国による制度改革が予定されております。

■主な改正内容

- (1) 所得制限の撤廃
- (2) 支給対象期間を高校生年代まで延長
- (3) 多子加算(第3子以降)の増額及び算定対象の拡充
- (4) 支給月が年6回(偶数月)に変更

■申請手続きが必要な方

以下の条件に該当される方は、新たに申請(届出)の手続きが必要となります。

- (新規認定申請)
- ・法改正前の所得上限限度額超過により、児童手当(特例給付)を受給していない
- ・中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している(監護相当・生計費の負担についての確認書の提出)
- ・児童手当受給者で、第3子加算の算定基準となる大学生(年代)の生計費等を負担している人

■申請(請求)の手続き、届出の提出について

申請の手続きや届出の提出につきましては、各役所にてご確認ください。



見直してください あなたの暮らしの保障
浜本保険株式会社

- 本 社 / 兵庫県加西市北条町横尾313-1 A-NOVA SANWA BLDG 1F
TEL.0790(42)1223代 FAX.0790(43)1205
- 高 砂 営 業 部 / 兵庫県高砂市荒井町御旅2丁目1番1号
TEL.079(442)3515代 FAX.079(442)3054
- HAMAMOTO CONSULTING OFFICE
兵庫県姫路市北条梅原町119北条梅原350ビル
TEL.079(225)5551(代) ☎0120(920)903



■本社/北条営業部

■高砂営業部

■HAMAMOTO CONSULTING OFFICE

URL: <https://www.hamamoto.co.jp/>